

みんなぞくぞく！越谷市の憲法

（仮称）越谷市自治基本条例

市では、「（仮称）越谷市自治基本条例」の制定に取り組んでいます。皆さんはご存じでしたか？

昨年の8月から継続的に講演会や勉強会を開催してきましたが、今年度から「越谷市自治基本条例審議会」を設置し具体的な検討に入ります。今後の審議内容にご注目ください!!

問合せ 企画課 ☎0663-9112

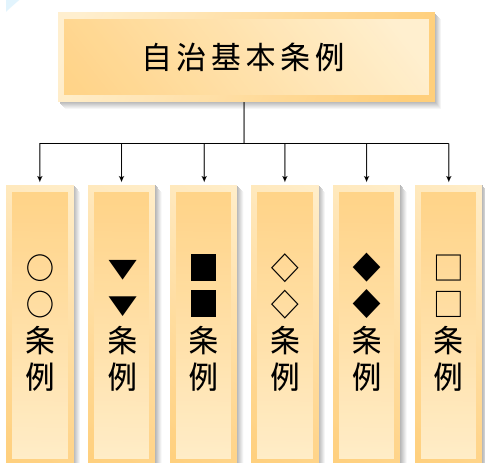
ステップ1 「自治基本条例」を知ろう

自治基本条例って何？

自治の基本理念や市政運営の基本原則、市民や事業者の権利・義務などを定めることから、自治体の最高規範とされるもの。いわば「越谷市の憲法」ともいべきものとなります。



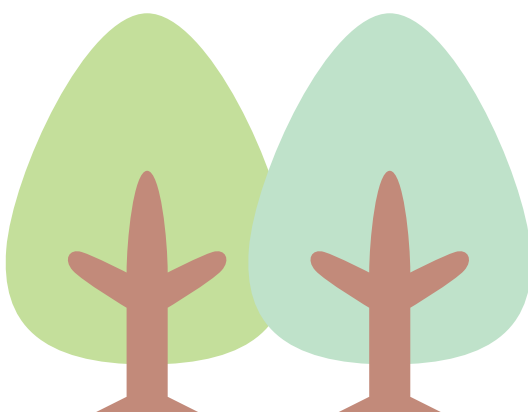
ほかの条例、規則、計画など市政のあらゆる施策は、この条例に基づき実施されることとなります（左図のとおり）。

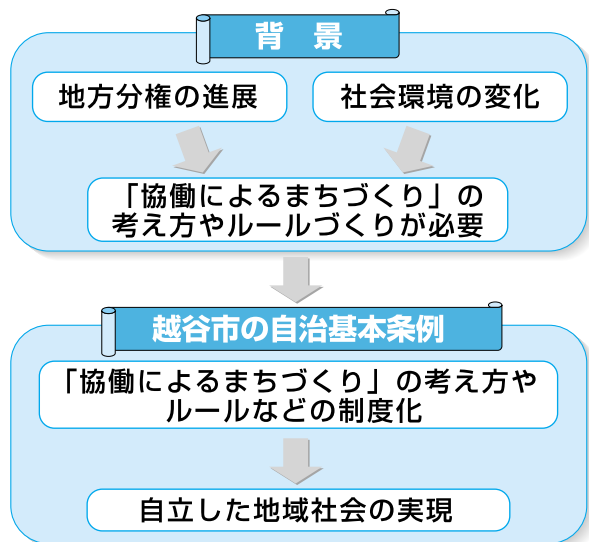


なぜ、今、自治基本条例が必要なの？

理由は、①地方分権の進展と②社会環境の大きな変化です。

①は平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体の位置づけが国と対等なものへと明確になりました。そのため、地方自治体にはより主体性を持って、住みよい、魅力あふれるまちづくりを進めることが求められています。





②は市民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化が進む一方、少子高齢・人口減少社会の到来など新たな社会問題が発生し、今までどおりの市民と行政とのかわり方では、十分に対応できなくなってきました。

これらの変化に対応し、市民の満足度と地域力を高めていくためには、主権者である市民の皆さんがお互いに協力し、行政と協働してまちづくりに積極的に参画することが重要であるといえます。市民と行政がどのように協働し、まちづくりを進めていくか、その考え方やルールなどを制度化し、自立した地域社会を実現するために「自治基本条例」が必要になってきたのです。

全国、県内ではどうなっているの？

全国では、北海道ニセコ町が初めてです。最近では、約100の自治体が自治基本条例等を施行もしくは制定をしている状況といわれています。

埼玉県内では、平成19年10月現在、9自治体が施行しています。施行順に鳩山町、富士見市、草加市、久喜市、秩父市、新座市、北川辺町、熊谷市、美里町です。川口市と所沢市も準備を進めているようです。

ステップ2 自治基本条例制定のために…

講演会 & 勉強会を開催！

市では、平成19年8月から継続して講演会や市民の方の自主的な運営による「(仮称)越谷市自治基本条例に関する勉強会」(全8回)を開催してきました。勉強会では、希望者が幹事となり、幹事の皆さんで開催日やテーマなどを決め、ワークショップ形式で意見交換を重ねてきました。

勉強会に参加されてきた皆さんはどう思ったの？

勉強会では、多くの市民の方からたくさんのご意見をいただきました。その一部をご紹介します！

●自治基本条例をつくるには、老若男女いろいろな人の意見を聞く必要がある。特に若い人には興味を持ってほしいなあ…。





自治基本条例ができると、いろいろなルールが決めやすくなるのですね

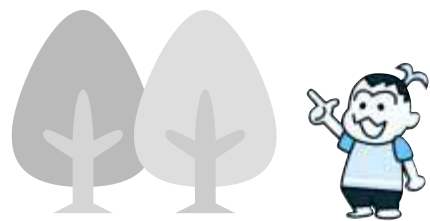
- 他の自治体のまねではなく、越谷らしい自治基本条例をつくりたい。
 - 自治基本条例をつくっていることを知らない市民が多い。もっと宣伝しよう…。
 - 時間に縛られず、つくる過程を大事にしてほしい。
- このほかにもたくさんのご意見をいただいています。詳しくは市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

ステップ3

密着！「越谷まちづくりフォーラム」

越谷まちづくりフォーラムを密着取材

2月10日(日)、中央市民会館にて、「越谷まちづくりフォーラム」自治基本条例を私たちがつくるう」が開催されました。このまちづくりフォーラムは、自治の意義や条例の必要性、今後の取り組みなどについて、多くの市民の皆さんに関心を持ってもらうことを目的に、勉強会幹事の皆さんの企画・運営により実現されました。ここでは、寸劇やパネルディスカッション、萩原なつ子さん（日本NPOセンター常務理事）による基調講演が行われました。



基調講演では質問も飛び交いました



白熱したディスカッション！

そこで、企画・運営に携わった幹事の方と参加者の方、それぞれの方たちにコメントをいただきました。



まちづくりの「不易」を定める。

佐々木一彦さん(72歳)
蒲生寿町在住

越谷に住んで45年の佐々木さん。現役を引退してから、少しでも地域のために役立つことはないかということで、今回の勉強会に参加されたそうです。

「勉強会では熱心な検討が続けられてきましたが、これらの貴重な蓄積が、今後の審議会の検討に十分引き継がれていけばいいなと考えています」とのこと。「芭蕉のいう『不易流行』の中の不易なるもの、つまり時代を越えて永遠に変えてはならないものを厳選して定める姿勢が大事です」。そして、「条例を制定するのが最終目的ではなく、それをよりどころに、市民の皆さんが積極的に市政に参画し、わたしたちのまち越谷をもっとすばらしいまちにしていけることが大切だと思います」と熱っぽく話されていました。



越谷の道しるべ。

長澤 宏さん(72歳)
川柳町一丁目在住

このフォーラムで開催のあいさつを述べた長澤さんは、第3次越谷市総合振興計画審議会の公募委員でした。そこで、「自治基本条例の制定」を提言された方です。「自治基本条例の提言者だから」が勉強会に参加された理由です。

フォーラム終了後は、「越谷市で自治基本条例をつくる取り組みが始まったこと自体がうれしい」と話し、「今後の審議会では条例をつくる過程が大切。10年先、20年先の越谷市をすばらしいまちにするための道しるべとなる自治基本条例をつくってほしいと思います」と話されていました。

越谷で生まれ育ったからこそ、越谷に新しい風を。

高橋 良江さん(72歳)
相模町六丁目在住



勉強会では、代表幹事として参加してきた高橋さん。今回のフォーラムでは寸劇とパネルディスカッションに出演されました。

勉強会に参加したきっかけは、「ずっと越谷の地に住んできたからこそ、越谷に新しい風をと思ったから」とのこと。

自身の市民団体での活動から、「男女共同参画の社会づくりや、子育て中の母親たちの意見も自治基本条例に反映させてほしい」と話されていました。

若者の視点に立って…。

渡邊ヒロコさん(74歳)
七左町一丁目在住



渡邊さんは寸劇に出演し「今どきの若者」を好演、自慢のギターも披露していただき大好評でした。この寸劇によって、フォーラムに参加された市民の皆さんにも自治基本条例の必要性がわかっていただけたのではないのでしょうか？

「勉強会では若者の参加が少なく、条例づくりにどうやって若者を参加させるかが話題になっていました。幸いにも今回のフォーラムには20代の若者の参加がありました。今後も若者には、ぜひ条例づくりに参加してほしいものです」と話されていました。

まずは、今まで自治基本条例の勉強会で代表幹事として活動してきた方々をご紹介します。

勉強会代表幹事の方々をご紹介します



なぜ、皆さんは奥さんを連れて来られなかったのですか？

池島 時子さん(57歳)
千間台西一丁目在住
(越谷市聴覚障害者協会会長)

勉強会にも何回か参加し、今回のまちづくりフォーラムでは、パネリストとして出演した池島さん。「初めは軽い気持ちで…」と参加してみた池島さんは、基調講演で積極的に質問をし、パネルディスカッションでも、思わず参加者もハッとさせられることをおっしゃっていました。

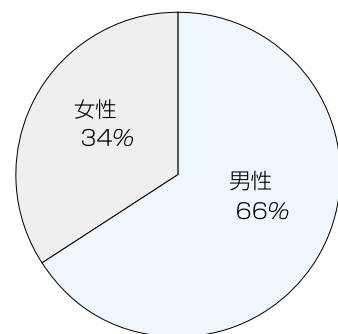
例えば、パネルディスカッションでは、男女共同の審議会で条例づくりを進めていくべきだという意見がありました。実は今までの勉強会でも、今回のフォーラムでも、圧倒的に男性の比率が多かったのです。そこで池島さんは、述べています。「ではなぜ、皆さんは奥さんを連れて来られなかったのですか？」と。

また、「障害者にも配慮した条例づくりを考える点にはどのようにお考えですか？」という質問には、「障害者の方にもさまざまな方がいます。盲目の方に配慮した点字ブロックがあるからといって、色覚障害者の方には見づらく、つまりしてしまうこともあるんです」と、答えていただきました。

条例づくりには、「障害者にも配慮して」ということを、簡単には言えないのかもしれませんが。池島さんには、健常者にも、もちろん障害者にも誰にでも配慮した自治基本条例づくりが必要だとお考えになっていた市民の皆さんに、一石を投じるご意見をたくさんいただきました。

そこで、ハッとさせられた市民の方の「コメント」をご紹介します。

【勉強会等への参加者男女比】



条例を制定するには、男女で偏った考え方をしちやいけね。



市民の方の関心は？

若者も注目しよう！

今回、初めて参加された「若者」も
いらっしやいましたので、「コメントを
いただきました。」

第2のふるさとにしたい者として。

市川 貴光さん(24歳)
千葉県我孫子市在住(文教大学卒業生)

今回、初めて「自治基本条例」というものを知ったという市川さん。まちづくりフォーラムに参加したのは、大学時代に越谷で「元荒川出津橋自然フェスタ」で活動してきたことが大きな要因だったようです。「本気で越谷の自然をよりよくしたいという思いがあるならば、このようなフォーラムに参加し、発言していくべきだと思ったから」とのこと。

フォーラムに参加した後は、「越谷の地に住んでいなくても、たった4年間でも大学に通ってきた越谷を第2のふるさとにしたい学生も少なからずいるのでは?」と話してくれました。「自分は越谷を第2のふるさとにしたい」という思いを伝えてくれた市川さん。

さて、越谷在住の若者の皆さんはどう思いますか?



本当にやっているんだな…って。

吉田 亜未さん(21歳)
東京都板橋区在住(文教大学4年生)

「越谷のまちづくりを全然知らなかったので参加してみました」という吉田さんは、市川さんの後を引き継ぐ「元荒川出津橋自然フェスタ」の代表です。「『自治基本条例』というものが出来ることによって、どのようなメリットがあるのか、具体的に明示してくれば、若者(学生)も今以上に注目するのでは?」という貴重なご意見を伺いました。

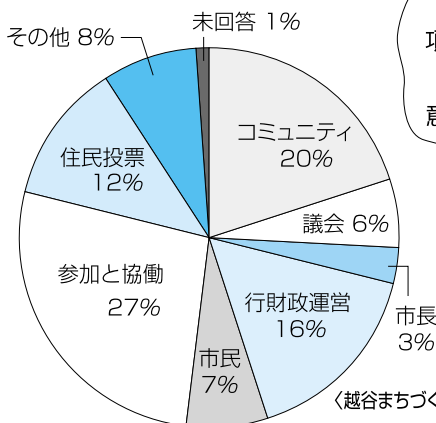
フォーラム終了後は、越谷市内に通学している者として「越谷市民が『自治基本条例』の制定に向けて本当にやっているんだな…って思いました」と、感慨深げに話してくれました。4月から審議会が発足しても、学生たちを含む若者たちの意見が取り入れられていくことを願っているようです。



じゃあ、
若者はどう思っ
ているのかな?



【盛り込みたい項目】



「参加と協働」という
項目が多いけど、
「協働」ってどういう
意味なんだろう?



〈越谷まちづくりフォーラム参加者アンケートより〉



「協働」とは、市民と行政が共通の目的(例えば「まちづくり」)を実現するために、それぞれの資源やノウハウを持ち寄り、お互いの役割と責任を明確にしたうえで、対等な立場で活動することなのよ。

これからも、皆さんのご意見を受け付け、ご意見については市から審議会へ報告していきます。今後の審議会内容にご注目ください!!

条例の内容は、審議会で検討していただきますが、できるだけ多くの市民参加を得て制定することが重要です。審議会委員による議論だけではなく、多くの市民の皆さんのご意見を聞き、これらのご意見を踏まえてまとめることも必要と考えられます。

制定過程での市民参加が大切です

条例制定までの流れ

ステップ4

●特集

いよいよ審議会始動!

越谷市自治基本条例審議会は、4人の学識経験者と26人の公募委員により構成されます。この審議会の組織については、勉強会参加者の皆様のご意見を参考にしました。

1月から公募委員への応募を呼びかけたところ、62人の方から応募があり、第1次選考(書類)、第2次選考(抽せん)を経て最終的に26人の公募委員が決定しました。今後の進め方など運営方法は、審議会で検討していただくこととなりますが、平成21年度から第4次越谷市総合振興計画の策定準備を進める必要があることから、平成21年3月の条例制定を目標に検討を進めていきます。

Q: といえば、「審議会」ってカタそうなイメージだけど、どういう会なのかしら?

A: そのままカタク言っちゃうと、「地方自治法に基づく附属機関として条例で設置する合議制の機関」ということなんだけど…。今回は、自治基本条例の内容を検討していく会のことなのよ。

条例が制定されたらどうなるの?!

皆さんの市民生活に急激な変化をもたらすことはありません。しかし、次のことが考えられます。

- ①自治体運営の仕組みがわかりやすくなる
- ②行財政運営の根拠が明確になる
- ③市民参画のルールがはっきりする

よって、今以上に市民の皆さんとともに越谷のまちづくりがしやすくなるのです!

フォーラム等のイベントを通じた参画やアンケートやパブリックコメント等を通じた参画を希望している人がとても多いね。

地区ごとの説明会や自治会を通じての参画を希望している人も多いわ。

いずれにしても、審議会に参画できなくても、気軽に条例づくりに参加できる方法が必要ね。

そうすれば、仕事が忙しかったり、お子さんが小さな家庭の人でも参画できるね!! よし、「みんなでつくろう! 越谷市の憲法」だ!!

【条例制定への参画方法】
〈越谷まちづくりフォーラム参画者アンケートより〉

参画方法	割合
フォーラム等のイベントを通じた参画	23%
地区ごとの説明会を通じた参画	20%
アンケートやパブリックコメント(意見募集)等を通じた参画	23%
自宅からできる方法を通じた参画(インターネット等を利用)	15%
公共的団体を通じて参画(自治会・商工会等の既存団体)	18%
その他(企業へ協力を働きかけ、企業を含めた参画)	1%

これからも、随時、広報こしがやお知らせ版でお知らせしていきます。ご意見・ご提案は、
 企画課(第二庁舎3階) ☎ 963-9112 FAX 965-8028
 メール 10021100@city.koshigaya.saitama.jp へ